



## 一時保育事業・一時預かり事業の保育料と利用料の一部無償化

事業名	各地区みなと保育サポート事業管理運営、各地区子育てひろば事業管理運営、一時保育、派遣型一時保育、育児サポート事業（育児サポート子むすび）、みなと子育てサポートハウス事業、みなと子育て応援プラザ事業		
ここが ポイント	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、一時保育と一時預かり事業の保育料と利用料を1人当たり年間144時間まで無償化します。	区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続） <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> 継続

認可保育園等の一時保育事業や子育てひろばあっぷい等の一時預かり事業は、子育て家庭の育児負担を軽減する上で重要な役割を担っており、利用者数は増加傾向にあります。一時保育事業と一時預かり事業の保育料と利用料の一部を無償化することで、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

### 一時保育事業・一時預かり事業の保育料と利用料の一部無償化 概要

対象事業について、子ども1人当たり年間144時間（12時間相当／月）までの保育料と利用料を無償化します。

\*無償化の時間は、「子育てひろば等事業（あっぷい）の一時預かり事業」の1人当たりの平均月間利用時間（令和6年度実績）をもとに設定

\*令和8年度は子ども1人当たり84時間までの保育料と利用料を無償化（事業開始が令和8年9月のため）

#### 対象事業

- (1) 認可保育園等の一時保育事業
- (2) 子育てひろばあっぷいの一時預かり事業
- (3) みなと保育サポートのスポット利用保育
- (4) みなと子育てサポートハウス「あい・ぽーと」の一時預かり事業
- (5) みなと子育て応援プラザPokkeの一時預かり事業
- (6) 派遣型一時保育
- (7) 育児サポート子むすび



対象者 就学前の子どもがいる世帯

事業開始 令和8年9月

利用時間の管理には、スマートフォンなどで手軽に利用できるwebサービスを活用します。



問合せ	保育課（保育支援係）	子ども家庭支援センター（子ども家庭サービス係）
	課長： 宮内（みやうち） 03-3578-2465 係長： 船見（ふなみ） 03-3578-2441	所長： 石原（いしはら） 03-5962-7204 係長： 安田（やすた） 03-5962-7201